

マナパーク賃貸借契約書

賃貸人 株式会社ドットコムホールディングスを「甲」とし、賃借人_____を「乙」として、当事者間において、次のとおり建物賃貸借契約を締結した。

第1条

甲は、後記記載のスペースを次条以下の約定で賃貸し、乙は、これを賃借し、賃料を支払うことを約した。

第2条

賃貸借期間は、 年 月 日からとする。

第3条

乙は、本件スペースを各種講座会場として使用するものとする。

第4条

1. 賃料は、別紙の通りとする。
2. キャンセルポリシー 別紙マナパーク告知サービスを利用の場合、配信・掲載以降 100%
配信・情報掲載のない場合 14 日前～8 日前まで 50% ・7 日前～当日 100%
(各教室ごとに受講者に対してのキャンセルポリシーの設定は自由)
3. 開始利用枠の 2 時間前に暴風警報が発令された場合のみ、当日キャンセルは無料とする。その他警報の場合のキャンセルについては第 4 条 2 項に準ずる。
4. 別日程で甲による同業種への部屋貸しがあっても、乙は異議申し立てない。
5. 賃料は、利用日(マナパーク告知サービスを利用の場合、配信・掲載の前)までに送金、またはその都度甲に持参して支払う。ただし複数日を定期利用の場合、月末までに翌月分を甲に送金して支払うものとする。
6. 賃料が建物価格の高低又は近隣に比較し不相当になったときは、甲はこれを増減することができる。

第5条

乙は、甲の承諾なくして本件スペースに造作を加えたり、その現状を変更したり本件スペースを他人に転貸、または第 3 条の目的以外に使用してはならない。

第6条

1. 本件スペース内での事故等について、甲は、一切責任を負わないものとする。
2. 本件スペース内にて保管中の乙の備品の破損・紛失等について、甲は、一切責任を負わないものとする。
3. 本件スペース内の甲の備品等の破損・紛失については、乙の責任において原状復帰するものとする。

第7条

乙が次のいずれかに該当する行為をしたときは、甲は、乙に対し、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを怠ったとき
2. 破産の宣告を受けたとき
3. 本契約の定めに違反したとき
4. その他、甲が必要と判断したとき

第8条

1. 契約期間満了あるいは契約解除のときは、乙は、遅滞なく本件スペースを現状に復して甲に明け渡さなければならない。
2. 明け渡し後、乙が残置した物品については、その所有権を放棄したものとして、甲において、乙の負担でこれを処分しても異議がないものとする。

第9条

甲、乙協議が調ったときは、契約期間を更新することができる。

〒534-0021 大阪市都島区都島本通 3-19-4 マナパークビルディング 1F TEL: 06-6115-7077

年 月 日

甲(賃貸人) 大阪市都島区都島本通 3-19-4 株式会社ドットコムホールディングス 代表 柳生久理子 印

乙(賃借人) 住所 _____

氏名 _____ 印 TEL: _____

マナパーク利用料金

2025年4月1日より以下のように設定いたします。

【利用料金】税込

	月～金	土日祝
午前 (10:00～13:00)	3,850 円～	4,950 円～
午後 (13:00～17:00)	3,850 円～	4,950 円～
夜間 (17:00～21:00)	3,850 円～	4,950 円～

※ 延長は 30 分 660 円(空いている場合)

※ 1時間単位での利用はできません。

【告知サービス】

- ・mama コム会員 (600 人) へのメルマガ「マナパーク通信」での情報発信→無料
- ・マナパーク HP・インスタグラム掲載→1 回 3300 円 (税込)
- ・mama コム会員 (600 人) への個別メルマガのマナパーク割 1 回 5500 円→1 回 3300 円(税込)